

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書
(託送供給等約款)

当社は、このたび、電気事業法第 18 条第 1 項の規定にもとづき申請を行なった託送供給等約款（2024 年 4 月 1 日実施。）において、消費税等相当額を含んだ料金率等を設定および変更することといたしましたので、電気事業法施行規則第 36 条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、Ⅲ（料金）、附則 5（離島についての特別措置）および附則 13（バランシンググループの設定に係る特別措置）に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 3 位で四捨五入しております。

(1) Ⅲ（料金）に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
接続送電サービス		
接続送電サービス料金		
電灯定額接続送電サービス		
電灯料金		
10 ワットまでの 1 灯につき	38.83	3.53
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	77.66	7.06
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	155.33	14.12
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	232.99	21.18
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	388.32	35.30
100 ワットをこえる 1 灯につき 50 ワットまでごとに	194.16	17.65
小型機器料金		
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	115.98	10.54
50 ボルトアンペアをこえ		
100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	231.97	21.09
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき		
50 ボルトアンペアまでごとに	115.98	10.54

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
電灯標準接続送電サービス		
基本料金		
19（接続送電サービス）（2）イ（イ）により 接続送電サービス契約電力を定める場合		
1 接続送電サービスにつき最初の接続送電 サービス契約電力 6 キロワットまで	326.70	29.70
上記を超える接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	108.90	9.90
19（接続送電サービス）（2）イ（ロ）により 接続送電サービス契約容量を定める場合		
1 接続送電サービスにつき最初の接続送電 サービス契約容量 6 キロボルトアンペアまで	268.40	24.40
上記を超える接続送電サービス契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	89.10	8.10
電力量料金		
1 キロワット時につき	9.09	0.83
電灯時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
19（接続送電サービス）（2）イ（イ）により 接続送電サービス契約電力を定める場合		
1 接続送電サービスにつき最初の接続送電 サービス契約電力 6 キロワットまで	326.70	29.70
上記を超える接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	108.90	9.90
19（接続送電サービス）（2）イ（ロ）により 接続送電サービス契約容量を定める場合		
1 接続送電サービスにつき最初の接続送電 サービス契約容量 6 キロボルトアンペアまで	268.40	24.40
上記を超える接続送電サービス契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	89.10	8.10
電力量料金		
昼間時間		
1 キロワット時につき	9.52	0.87
夜間時間		
1 キロワット時につき	8.65	0.79

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
電灯従量接続送電サービス		
1 キロワット時につき	14.44	1.31
動力標準接続送電サービス		
基本料金		
19（接続送電サービス）（2）イ（イ）により 接続送電サービス契約電力を定める場合 接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	568.70	51.70
19（接続送電サービス）（2）イ（ハ）により 接続送電サービス契約電力を定める場合 接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	466.40	42.40
電力量料金		
1 キロワット時につき	6.07	0.55
動力時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
19（接続送電サービス）（2）イ（イ）により 接続送電サービス契約電力を定める場合 接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	568.70	51.70
19（接続送電サービス）（2）イ（ハ）により 接続送電サービス契約電力を定める場合 接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	466.40	42.40
電力量料金		
昼間時間		
1 キロワット時につき	6.36	0.58
夜間時間		
1 キロワット時につき	5.80	0.53
動力従量接続送電サービス		
1 キロワット時につき	15.40	1.40

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
高圧標準接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	658.90	59.90
電力量料金		
1 キロワット時につき	2.43	0.22
高圧時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	658.90	59.90
電力量料金		
昼間時間		
1 キロワット時につき	2.57	0.23
夜間時間		
1 キロワット時につき	2.30	0.21
高圧従量接続送電サービス		
1 キロワット時につき	13.23	1.20

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
特別高圧標準接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	383.90	34.90
電力量料金		
1 キロワット時につき	0.70	0.06
特別高圧時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	383.90	34.90
電力量料金		
昼間時間		
1 キロワット時につき	0.73	0.07
夜間時間		
1 キロワット時につき	0.69	0.06
特別高圧従量接続送電サービス		
1 キロワット時につき	7.00	0.64
1 年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合の取扱い		
ピークシフト割引額		
ピークシフト電力 1 キロワットにつき		
高圧で供給する場合	559.90	50.90
特別高圧で供給する場合	326.70	29.70

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
臨時接続送電サービス		
臨時接続送電サービス料金		
電灯臨時定額接続送電サービス		
1 日につき		
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	3.44	0.31
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ		
100 ボルトアンペアまでの場合	6.89	0.63
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ		
500 ボルトアンペアまでの場合		
100 ボルトアンペアまでごとに	6.89	0.63
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ		
1 キロボルトアンペアまでの場合	68.85	6.26
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ		
3 キロボルトアンペアまでの場合		
1 キロボルトアンペアまでごとに	68.85	6.26
電灯臨時接続送電サービス		
電力量料金		
1 キロワット時につき	10.00	0.91
動力臨時定額接続送電サービス		
臨時接続送電サービス契約電力 1 キロワット 1 日につき	98.84	8.99
動力臨時接続送電サービス		
電力量料金		
1 キロワット時につき	7.28	0.66
高圧臨時接続送電サービス		
電力量料金		
1 キロワット時につき	2.92	0.27
特別高圧臨時接続送電サービス		
電力量料金		
1 キロワット時につき	0.85	0.08

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
予備送電サービス		
予備送電サービス料金		
予備送電サービス A		
予備送電サービス契約電力 1 キロワットにつき		
高圧で供給する場合	111. 10	10. 10
特別高圧で供給する場合	70. 40	6. 40
予備送電サービス B		
予備送電サービス契約電力 1 キロワットにつき		
高圧で供給する場合	167. 20	15. 20
特別高圧で供給する場合	94. 60	8. 60

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
系統連系受電サービス		
系統連系受電サービス料金		
基本料金		
系統連系受電課金対象電力 1 キロワットにつき	85.02	7.73
電力料料金		
1 キロワット時につき	0.28	0.03
系統設備効率化割引		
系統設備効率化割引単価		
系統設備効率化割引 A 単価		
受電電圧が標準電圧 100,000 ボルトをこえる場合		
系統連系受電課金対象電力 1 キロワットにつき		
別表 2（系統設備効率化割引の対象変電所等）		
(1) の割引区分 A-1 の場合	37.24	3.39
別表 2（系統設備効率化割引の対象変電所等）		
(1) の割引区分 A-2 の場合	6.79	0.62
別表 2（系統設備効率化割引の対象変電所等）		
(1) の割引区分 A-3 の場合	3.39	0.31
受電電圧が標準電圧 100,000 ボルト以下の場合		
系統連系受電課金対象電力 1 キロワットにつき		
別表 2（系統設備効率化割引の対象変電所等）		
(1) の割引区分 A-1 の場合	37.24	3.39
別表 2（系統設備効率化割引の対象変電所等）		
(1) の割引区分 A-2 の場合	13.56	1.23
別表 2（系統設備効率化割引の対象変電所等）		
(1) の割引区分 A-3 の場合	6.79	0.62
系統設備効率化割引 B 単価		
系統連系受電課金対象電力 1 キロワットにつき		
別表 2（系統設備効率化割引の対象変電所等）		
(1) の割引区分 B-1 の場合	39.69	3.61
別表 2（系統設備効率化割引の対象変電所等）		
(1) の割引区分 B-2 の場合	14.47	1.32

(2) 附則 5（離島についての特別措置）に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
系統連系受電サービス料金		
系統連系受電課金対象電力 1 キロワットにつき		
特別高圧系統のある離島		
（島根県：島後、中ノ島、西ノ島、知夫里島）	76.98	7.00
特別高圧系統のない離島		
（山口県：見島）	76.93	6.99
発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等		
1 キロワット時につき	42.09	3.83
発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価等		
1 キロワット時につき	19.27	1.75

(3) 附則 13（balancing group の設定に係る特別措置）に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等		
1 キロワット時につき	42.09	3.83
発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価等		
1 キロワット時につき	19.27	1.75